

# 私は、脱税の手伝いなどしていません

## 岡山・倉敷民商弾圧事件 12年間、冤罪を訴え続ける禰屋町子さん

袴田巖さんが再審無罪となりました。裁判所は、無実の袴田さんを犯人にするために、警察や検察が「証拠をねつ造した」と断罪しました。これと同じように、検察が作り上げた「脱税」事件で、12年間無実を訴え続けている人がいます。禰屋(ねや)町子さんです。

### 身に覚えのない事件で逮捕 428日間も身柄拘束

2014年1月、岡山県倉敷市にある倉敷民主商工会(民商\*)の事務局員・禰屋町子さんが、①当時民商の会員だった建設会社の「脱税」を手伝い(法人税法違反(ほう助)、②民商会員の確定申告書を作成した(税理士法違反)として起訴されました。禰屋さんは、無実を主張しましたが、428日間(1年2か月)も身柄を拘束されました。

#### ① 脱税の手伝いをしていません

禰屋さんは、民商会員が適正に納税をするために、会計書類の数字をパソコンに打ち込むなどのサポートをしていました。決して、脱税を手伝ったりしていません。

そもそも脱税をしたとされる建設会社には、脱税の裏付けとなる「隠し財産(たまり)」はありませんでした。弁護団が税理士と検証したところ、脱税の意図はなかったことがわかりました。

#### ② 適正な納税のためにサポートしただけ

税理士法では、資格がないのに税理士の業務である税務書類の作成などを禁止しています。禰屋さんは民商会員が適正に納税するためにサポートしただけで、「税理士」と偽ることもしていません。なぜこれが犯罪に問われるのでしょうか。自民党の「裏金」議員の巨額脱税事件は何の罪も問われていないのに…。

\*民商は、中小業者の営業と権利を守るために活動している団体で、全国に約540の組織があります。憲法のもとで導入された申告納税制度(納付すべき税額が納税者の申告により確定する)の擁護・発展をめざし、納税者の権利を守るために奮闘しています。



岡山地裁に入廷する禰屋さんと弁護団・支援者

### 高裁が有罪判決を破棄・差し戻し 検察の起訴はさすがに不当

これまでの裁判の経過を説明します。

一審・岡山地裁は、検察側の求めた証人はすべて採用する一方、弁護側の求めた証人は1人だけ採用し、そのほかの証人は認めませんでした。そして、有罪判決(懲役2年・執行猶予4年)を言い渡しました。

しかし二審・広島高裁岡山支部は、有罪の証拠は違法だとして地裁の判決を破棄し、審理を岡山地裁に差し戻しました。

ところが、差し戻し審で、検察官が有罪を立証する計画をまともに立てられないため、5年間も公判が開かれませんでした。このこと自体、検察の起訴がいかにもずさんで、不当であったかを示しています。

裁判は、検察官の証人への尋問が終わり、弁護側の立証に入りましたが、検察官は何としても有罪にしようとする無理な証拠を採用しろと求めて、裁判が延びています。このような検察官のやり方を裁判所も認めており、裁判所の公正・公平がゆらいでいます。



倉敷民商弾圧事件・無罪を勝ち取る愛知の会

事務局：日本国民救援会愛知県本部 〒460-0011 名古屋市中区大須4-10-26-401 電話052-684-5825 [1958年6月10日] 第三種郵便物認可

2026年1月



山・倉敷民商弾圧事件

# 私は無実です 瀬屋 町子

私は、突然自宅で逮捕されました。警察では「脱税を認めろ」と言われ続けましたが、不当な弾圧に抗議し黙秘しました。接見禁止で弁護士だけにしか会えず、独房は3畳で冷暖房はなく、取調べ以外は壁に向かって座っていることを強制されました。結局428日間（1年2か月）も身柄拘束されました。その間、弁護士から全国での支援の広がりや聞き、宣伝カーからの激励の声が拘留所まで届き、みんなに支えられ、頑張ることができました。

私は、毎年3月には民商会員の約15社を担当し、脱税をしたとされる建設会社だけをサポートしていたわけではありません。脱税を手伝う時間などありませんし、脱税を手伝った事実もありません。

2024年3月26日の裁判で、当時の広島国税局・木嶋査察官は、国税局は脱税のほう助や税理士法違反で、私を「告発していない。単なる『参考人』と証言しました。それなのに、なぜ私は逮捕され、428日間も勾留され、12年間も裁判にかけられなければならないのでしょうか。」

「12年間の人生を返せ！」と言いたいです。私は無実です。どうぞみなさん、ご理解とご支援をお願いいたします。

## 裁判のなかで無実はっきり 驚くべき3つの事実が明らかに

これまでの裁判のなかで、以下のような驚くべき事実が明らかになり、瀬屋さんの無実がはっきりしました。

### ① 不公正な捜索—民商敵視の国税庁

「脱税」の疑いで捜索にあたった国税査察官らの証言で、次の事実が明らかになりました。「脱税」をしたとされた建設会社の捜索では、パソコンは1台も押収せず、事務所の出入りも禁止しませんでした。一方、民商事務所の捜索では、すべてのパソコンを押収し、事務所の出入りも禁止、駆け付けた弁護士も中にいれませんでした。さらに、「脱税」とは関係のない会員名簿など民商の組織に関わる資料を大量に押収しました。

実は国税庁は、以前から消費税など重税に反対し、税務行政の是正を求める民商を敵視してきたのです。今回の事件の狙いも民商の弱体化にあったのです。

### ② 「告発していない」—責任者の査察官が証言

2024年3月の公判で、当時の責任者の国税査察官が証言に立ち、「法人税法違反でも税理士法違反でも（瀬屋さんを）告発していない」「瀬屋さんは参考人だ」と証言しました。通常、脱税事件では、国税局の告発を受け、検察が起

訴しています。この事件では告発のないまま、検察が起訴したのです。また、「参考人」は家族や取引先の担当者などで、事件について何か知っている人という位置づけで、被疑者ではありません。

### ③ 「脱税を依頼していない」

#### —「脱税」したとされた当事者が証言

有罪判決では、建設会社の社長の妻（会計責任者）から頼まれて、瀬屋さんが「脱税」を手伝ったことになっています。

しかし2025年12月の公判で、社長の妻は、「瀬屋さんに脱税を頼みましたか」と弁護団から問われ、「頼んでいません」とはっきりと証言をしました。有罪認定の根拠が大きく崩れました。

## 無罪を求める署名38万5千に 全国で広がる支援

全国に支援が広がり、全国43都道府県で支援する会が結成されています。

また、瀬屋さんの無実を求める署名は現在、38万5千人分が岡山地裁に提出されています。

署名はこちらから



お願い

- ① 弁護団が求める証人・証拠を採用し、瀬屋さんに無罪を求める署名にご協力ください。
- ② 支援する会に入会してください。
- ③ 裁判の支援をするための募金にご協力ください。